

組合士さん

# こんにちは

全国中小企業団体中央会  
研修部長 橋本 一美

## 中小企業組合士とは？

本誌のリニューアルを機会に、今月号より「組合士コーナー」を設けることとなりました。本コーナーでは、組合士さん自身が書いた記事や組合士さんを取材した記事など組合士に関係することを様々な角度から掲載していく予定です。で、ご期待下さい。そこで今回は、初めてということから、組合士制度の現状等について紹介することといたします。

中小企業組合士制度は、事業協同組合等の中小企業連携組織の事務局に在職する役職員の資質の向上を図り、当該組織の健全な発展に貢献することを目的に、昭和49年度から本会が主宰している検定試験制度です。

また、本制度は国（中小企業庁）が定めた「中小企業組合士制度要綱」と「中小企業組合士制度実施要領」にのっとり運営されていることから、公的資格制度のひとつにあげられています。実際に毎年実施される検定試験にあたっては、

国より研修会やPRポスター等の制度推進費の一部補助があります。

平成18年6月1日現在、本制度により認定を受けている「中小企業組合士」は3379名です。

中小企業組合士になるには、毎年1回、本会が実施する中小企業組合検定試験を受験し、「組合会計」「組合制度」「組合運営」の三科目に合格することが必要です。合格後、中小企業組合等で3年以上の実務経験を経て、本会（中小企業組合士認定審査委員会）に申請し、認定を受ければ中小企業組合士の称号を得ることが出来ます。

組合検定試験は毎年12月の第1週の日曜日に、北は札幌から南は那覇までの主要都市・全国21会場で行われます。

合否の基準は、各科目とも正解率6割以上です。合格率は3科目総合で平均35割ですが、直近の平成18年度の検定試験は合格者が191名、合格率55・0%で例年より合格者数・率とも高い結果となりました。なお、1科目でも合格

すると、3年間の猶予があり、この間に他の2科目を受けて合格することが可能です。

組合士制度の課題ですが、ご多分にもれず、受験者を大幅に増やすことが至上命題です。確かに、受験者の主要マーケットは、中小企業組合であり、その中の事業協同組合だけでも全国に「2万5475」あります。私どもは、「一組合に一組合士を置こう」を合言葉に運動も行っていますが、今のところ目に見える成果は出ておりません。

結局は、関係者がお一人お一人に声をかけ、勧奨していくという地道な活動をねばり強く続けるほかないと考えています。このため、平成19年度は、組合士制度の周知について、より訴求性のある広報に力を入れたり、より広範な方々に受験していただけるような制度見直しに向けて検討を始めたいと考えています。

ところで、本制度を主宰しています、つきまよってくださるの言え、中小企業組合士の資格をとると、どんな

メリットがあるのかと聞かれることです。メリットは資格取得を契機にさらに自己のスキルを磨き、真の実力が備われば自ずと付いてくるもので、資格そのものにメリットは付いていないと答えています。しかし、歯切れはあまりよくありません。したがって、これからは組合士資格が組合士自身の職域・活動分野を広げることにつながるよう運動を強化していく必要があります。

そうした運動の主体は、組合士で構成されている組合士協会という組織です。現在、31の都道府県に設立されていて、それらを束ねる連合会が全国中央会に置かれています。

各地の組合士協会では、それぞれの地域の特色を生かしながら、組合士向けの研修会・講演会を開催しています。また、協会によっては、新たに受験するための講座も開いています。

こうした組合士さんの自助努力をさらに喚起し、資質・能力の向上を図るため、全国中央会においても平成19年度は、組合士さんを対象に全国各地で研修会を開催する予定です。組合士さんであれば誰でも参加できます。もちろん参加費用は無料です。

今後とも、組合士さんを増やすことと、組合士さんのスキルアップを図ることに力を入れていきたいと考えています。